

令和8年度
労働者協同組合法 県民向け研修会

労働者協同組合法の概要



令和8年8月28日（金）13：35～13：55
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
埼玉事業本部 富澤一樹

目的（労働者協同組合法第1条）

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が**出資**し、それぞれの**意見を反映**して組合の事業が行われ、及び組合員自らが**事業に従事**することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、**多様な就労の機会を創出**することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって**持続可能で活力ある地域社会**の実現に資することを目的とすること

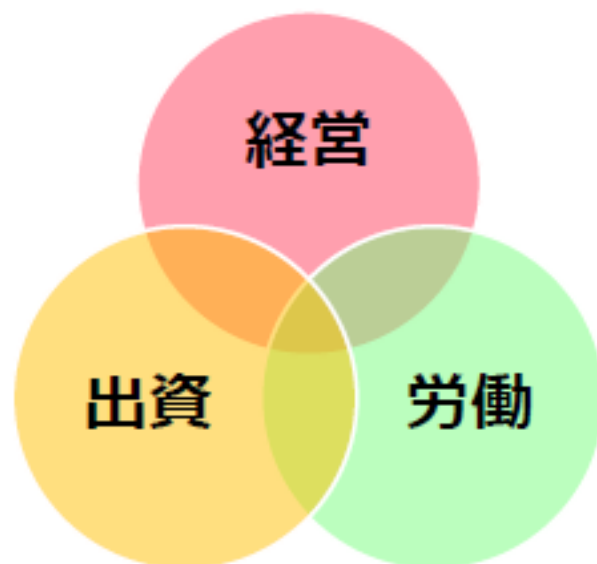
労働者協同組合の概要

「労働者協同組合」は、次の3原則からなる基本原理に従って事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする法人です。

- ① 出資原則 : 組合員が出資すること
 - ② 意見反映原則 : 事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
 - ③ 事業従事原則 : 組合員が組合の行う事業に従事すること
- ※ 労働者協同組合法は、全会一致の議員立法で成立し、令和2年12月に公布、令和4年10月に施行された。

【労働者協同組合のイメージ】

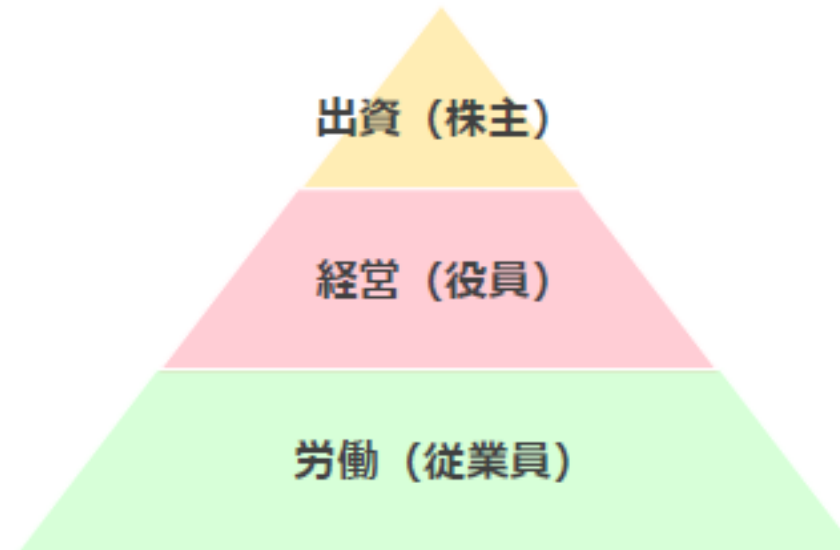
～出資・経営・労働が三位一体～



組合員が、出資し、
一人ひとりの意見を経営・事業運営に反映させ、
自ら事業に従事して働く仕組み

【株式会社のイメージ】

～出資・経営・労働が分離～



株主が出資し、
役員（経営者）が経営し、
会社に雇用された従業員（労働者）が働く仕組み

厚生労働省 勤労
者生活課 労働者
協同組合業務室
ホームページより
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000995367.pdf>

労働者協同組合法成立の背景と労働者協同組合に求められる役割

背景

- 我が国では、少子高齢化や人口減少が進む中、地域において、高齢・障害・子ども・生活困窮等の幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。
- こうした多様なニーズに応えようとする人々は、それぞれの考え方や働き方に応じ、NPOや企業組合といった法人格を活用し、又は任意団体として法人格を持たずに活動してきました。
- しかし、NPOでは出資という仕組みがなく、企業組合では営利法人とみなされる、任意団体では個人名義でしか契約できないなど、従来の枠組みにはいずれも課題がありました。
- このため、出資が可能で、非営利性を確保しつつ収益事業を行うことができる新しい法人類型が求められてきました。



令和2年12月、**労働者協同組合法**が
全会一致の議員立法により成立・公布（令和4年10月施行）

【ポイント】

- 労働者協同組合は、多様な働き方や人材の活躍を実現し、地域の課題解決や価値創造をするための選択肢の一つ。
- 各地域で様々な事業が展開され、我が国の地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されている。

労働者協同組合の主な特徴

1 目的・事業

- ・労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能。※ 許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。
- ・組合員の経済的利益（働く場の確保や経営の合理化）を目的とする企業組合とは異なり、持続可能で活力ある地域社会の実現が目的。

2 出資原則

- ・出資を受けられず会費や寄付が中心のNPO法人とは異なり、組合員が出資。
- ・出資の偏りを防ぐため、一人の組合員が持てる出資口数は全体の原則25%まで。

3 意見反映原則

- ・株式数に応じて「一株一票」の株式会社とは異なり、出資口数に関わらず、組合員には平等に一人一個の議決権。
- ・組合員の意見反映方策の定款への明記と、意見反映方策の実施状況・結果の総会報告が必要。

4 事業従事原則

- ・構成員が個人又は法人であるNPO法人や株式会社とは異なり、組合員は、個人のみ。
- ・総組合員数の5分の4以上が事業に従事し（5分の4要件）、かつ、事業に従事する者の4分の3以上が組合員であること（4分の3要件）が必要。

5 剰余金の配当

- ・NPO法人（配当不可）や株式会社（出資配当）とは異なり、事業に従事した程度に応じて行う（従事分厘配当）。
- ※ 利益の追求や収益事業を禁止するものではなく出資配当（出資額に応じた配当）を行わないという意味で、「営利を目的としてその事業を行ってはならない」（非営利）ことが法定

6 労働契約の締結

- ・組合と組合員（代表理事・監事等を除く。）との間で、労働契約の締結が必要。 ※ 組合員には、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令が適用
- ・労働契約を締結する組合員が、全組合員の過半数であることが必要。

7 設立要件・手続き

- ・10人以上が必要なNPO法人とは異なり、3人以上で設立可能。
- ・NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）とは異なり、法令の要件を満たし登記をすれば、簡便に法人格を取得可能（準則主義）。

他の法人類型と比較した労働者協同組合の特徴 ～社会性と事業性の両立～

労働者協同組合は、**社会性※1**と**事業性※2**を両立させつつ、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする法人。

※1 多様な就労機会の創出や地域ニーズの充足 ※2 事業収入による自立的運営

営利性 ↑ ↓ 非営利性	原則株式数に応じた配当	株式会社			
	出資配当	企業組合 ※年2割までの出資額に応じた配当。なお剰余があれば従事分量配当。			
	従事分量配当 ※事業に従事した程度に応じた配当	労働者協同組合			
	配当不可	一般社団法人、NPO法人			
					社会・経済の 持続的な発展
	株式会社	企業組合	労働者協同組合	一般社団法人	NPO法人
目的	営利	組合員の 経済的地位の向上	持続可能で活力ある地域社会の実現	定款で規定	不特定多数の利益増進
事業	あらゆる事業	商業、工業、鉱業、運送業、 サービス業その他の事業	労働者派遣事業以外	あらゆる事業	特定非営利活動（保健・ 医療・福祉等20分野）
出資	株主による出資	組合員による出資	組合員による出資	不可 ※経費・寄附・基金が中心	不可 ※会費・寄附が中心
議決権	1株1個	1人1個	1人1個	原則1人1個	原則1人1個
構成員の 意見反映	一定の事項は株 主総会で決議	一定の事項は総会で議決	・一定の事項は総会で議決 ・意見反映方策を定款に明記 ・意見反映方策の実施状況・結果を総会に報告	一定の事項は社員総会で決 議	一定の事項は社員総会で 決議
構成員	個人・法人	原則個人	個人	個人・法人	個人・法人
事業従事	—	組合員の1/2以上が従事 従事者の1/3以上が組合員	組合員の4/5以上が従事 従事者の3/4以上が組合員	—	—
剰余金の 配当	原則株式数に 応じた配当	・年2割までの出資配当 ・なお剰余があれば従事分量配当	従事分量配当	不可	不可
構成員数	1人以上	4人以上	3人以上	2人以上 ※設立時	10人以上
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義

【参考】目的と協同性の観点からのマトリクス

目的 \ 協同性(事業従事原則)	あり	なし
公共的利益	労働者協同組合	NPO法人
経済的利益	企業組合	株式会社

労働者協同組合の2つの意義と具体例

①多様な就労機会の創出

○多様な働き方

- ・テレワーク等、仕事と生活・家庭を両立できる働き方
- ・シニア・ミドル世代のセカンドキャリア
- ・副業・兼業
- ・フリーランス

栄町（労協）（沖縄県）
（労協）上田（長野県）
（労協）キフト（神奈川県）、YURAMEKI（労協）（愛知県）
（労協）こども編集部（兵庫県）

○多様な人材の活躍

- ・多様な背景（引きこもり・不登校経験等）
- ・多様な個性・特性（障害・難病等）
- ・多様な価値観や思い・こだわり（ケアワーカー等）

（労協）創造集団440Hz（東京都）
（労協）ワーカーズコープ・センター事業団 森のとうふ屋さんの手づくり菓子工房（埼玉県）
（労協）うつわ（大阪府）
（労協）労協センター事業団 新潟地域若者サポートステーション（新潟県）

②多様な地域ニーズに応じた事業実施

○地域のエッセンシャルサービスの供給

- ・地域の医療・福祉（高齢・障害・生活困窮・子ども関係）
- ・小売・物流・交通等
- ・見守り、家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと」支援

（労協）ワーカーズコープちば（千葉県）、（労協）はんしんワーカーズコープ（兵庫県）
（労協）ワーカーズ・コレクティブ・キャリア（神奈川県）
（労協）うんなん（島根県）、東白川村（労協）（岐阜県）

○その他、地域の課題解決や価値創造

- ・荒廃した山林原野の再整備やキャンプ場経営
- ・休耕地・耕作放棄地の再生
- ・農産物の生産・加工・販売・ブランド化

CampingSpecialist（労協）（三重県）
つくば（労協）（茨城県）
（労協）パンプアップせきかわ（新潟県）

【参考】労働者協同組合法（令和2年法律第78号）

（目的）

第一条 この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

2025年12月18日、経済産業省の「地域生活維持政策小委員会」で エッセンシャルサービスの供給を維持するための制度検討に関する 中間報告に労働者協同協同組合を明記

人口減少による深刻な人手不足の中、日常の買い物や移動といった基本的な生活基盤を維持するため、本報告書では、労働者協同組合も重要な役割を担う主体として明確に位置づけ。

報告書では、「株式会社だけでなく、協同組合等の中間団体の参画を促進することが重要」と強調。

特に労働者協同組合については、「労働者協同組合の資金制約の緩和等の制度的措置は、中間団体の参画を促す上で効果的」や「労働者協同組合による事業承継（ワーカーズバイアウト）を円滑化する上で、事業承継に必要な資金調達の支援や事業譲渡における債権者承認手続の簡素化といった措置も有効」と記載。

石川県珠洲市で公衆浴場を継業した「海浜あみだ湯」労働者協同組合の代表理事の北澤晋太郎さん（2026年1月15日のワーカーズコープ・センター事業団全国所長会議での発言）。

<https://www.amidayu-suzu.com/about/>

被災に遭った自身の当事者性（自宅が被災）を発揮して公衆浴場を継業したいと思ったときに、市議からワーカーズコープを紹介いただき選択した。公衆浴場には公共性があり、利用者も一緒に経営に参加している当事者だという思いを持っている、と。

